

第25回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和8年6月30日（火）
午前9時26分から午前11時12分
- 2 場 所・・・市役所別館2階会議室4
- 3 出席委員・・・農業委員 18名
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 欠席委員・・・歌津委員
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画について
議案第5号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 田中局長・鈴木次長・野上・梶原・南崎

7 会議の内容

時間	発言者	発言内容
9:26	議 長	皆さん、おはようございます。時間となりましたので、ただ今から、第25回日南市農業委員会総会を開会いたします。本日は5番、歌津委員より欠席届けが提出されております。 ただ今の出席農業委員は18名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に14番の平部勇一委員、15番の谷口宏文委員の両名を指名します。 次に、本日の日程につきまして、事務局より説明をお願いします。
	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。

	議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	異議がないようですので、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第5号について一括上程し、議題とさせていただきます。ここで、提案理由を事務局より説明をお願いします。
	事務局	提案理由説明の前に、議案の修正がございます。総会資料1ページ、議案第1号、農地法第3条の許可申請、受付番号2番につきまして取り下げがあったため、削除をお願いいたします。総会資料4ページ、議案第3号、農地法第5条の許可申請、受付番号7番につきまして、地目の現況を「畑」から「山林」に修正をお願いいたします。それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 まず、総会資料1ページ、2ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして、農業委員会に対し申請がありました10件について、当農業委員会として許可すべきか否かをご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、すべて所有権移転で、受付番号1番は、新規農業経営のため、受付番号3番、4番、6番から11番は、経営規模拡大のため、受付番号5番は、小作地の取得のためとなっております。 次に総会資料3ページです。議案第2号、農地法第4条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました4件について意見を付さなければなりませんので、ご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、受付番号1番、2番、4番は、植林のため、受付番号3番は、一般個人住宅用地のためとなっております。 次に、総会資料4ページです。議案第3号、農地法第5条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました9件について意見を付さなければなりませんので、ご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、所有権移転が8件で、受付番号1番から4番、7番から9番は、植林のため、受付番号6番は、農業用施設用地のため、賃借権設定が1件で、受付番号5番は、診療所のためとなっております。 次に総会資料5ページから8ページです。議案第4号、農用地利用集積等促進計画につきまして、利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農業委員会の意見を聴く必要がありますので、ご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、中間管理権設定が10件、所有権移転が1件となっております。

10:11	事務局	次に、総会資料9ページです。議案第5号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました2件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、ご審議いただきますよう提案いたします。受付番号1番、2番は、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として、使用することが困難なため、非農地として証明するものがあります。 提案理由の説明は以上となります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明をお願いします。
	事務局	地区別審査会場の説明をいたします。 東郷・鵜戸地区と南郷地区が、2階会議室5、吾田・油津地区と飢肥・酒谷地区が、1階会議室2、細田・大窪地区、北郷地区は、1階会議室3になります。以上の会場をお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は、午前10時10分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。それではお願いいたします。 地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	それでは、地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 議案第1号、農地法第3条の許可申請について、10件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告をお願いします。
	山口(光)	7番、山口です。受付番号1番について説明します。6月23日に譲渡人と連絡を取り現地確認をしております。また譲受人は、福岡在住のため電話にて確認を取りました。譲渡人は将来のことを考えて、家と畑2畝ちょっとを売却するために市の広報や未来創生課と相談していたところ、購入者が決まったということです。譲受人は福岡在住ですが、2年前、飢肥に観光に来られた時に、どうしても飢肥に移住したいと思われ2、3回ぐらいこちらに来て家を探しておられたそうです。今回、この物件を知り譲渡人に相談し、畑と家を購入することになったそうです。また畑の耕作経験も浅いため、譲渡人が指導される

	山口(光)	ということで特に問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
	山 本	12番、山本です。受付番号3番について説明します。6月23日に譲受人、譲渡人に電話にて確認しました。現在、草が繁茂しており、耕作できない状態ですが、譲受人が造成してレモンを植栽する計画です。許可妥当と判断しました。ご審議方よろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告願います。
	南	吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号4番について説明します。6月23日、譲受人、譲渡人に電話で確認し現地調査をしました。この案件は、譲受人が耕作している1,600㎡の水田の中にある234㎡が譲渡人の水田であるため、このたび購入することにしたそうです。譲渡人は非農家であり特段、問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長	続きまして、受付番号5番について、担当委員より報告願います。
	井上(英)	細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の井上です。受付番号5番について説明します。6月25日、譲受人、譲渡人に電話での聞き取りを行い翌日、現地確認を行いました。譲渡人は、令和3年4月まで申請地であるハウス付近の住居におられ約20年間、柑橘の栽培をしておりましたが、奥さんが体を壊されたため、娘さんやお孫さんがいる古巣の愛知に戻られました。譲受人は令和3年12月に空き家バンクで情報を知り、夫婦で農業するため都城から日南の大窪に転入されました。現在は娘さんの学校のため宮崎市に住所がありますが、旦那さんが大窪にほぼ毎日来られ、農作物の管理をされているとのことでした。今回、譲渡人の要望で賃貸借契約を合意解約し、所有権の取得のため申請に至りました。これまで約5年間、ちゃんと管理されており許可は妥当と考えられます。ご審議よろしくお願いいたします。
	議 長	続きまして、受付番号6番について、担当委員より報告願います。
	高 崎	北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号6番について説明します。6月28日、譲受人立ち会いのもと現地

	高 崎	確認をしました。譲渡人、譲受人とも市内で柑橘栽培を行っていますが、譲受人の梅栽培の経営規模拡大にあたり、隣地で利便性がいいということで、当該申請地の譲渡に至ったということでございます。譲受人はこれまで柑橘とレモンと梅を栽培しており、何ら問題ありません。ご審議のほどよろしく願います。
	議 長	続きまして、受付番号7番から9番について、担当委員より報告願います。
	平 部	14番、平部です。受付番号7番から9番について説明します。6月27日に譲受人、譲渡人に連絡をとり申請地を確認しました。譲受人は、みかん栽培をされており規模拡大でございます。譲渡人は夫が亡くなり、管理ができず規模縮小されとのことでした。妥当な案件と判断をいたしました。 続きまして8番について説明いたします。この案件は以前より相談があった案件でございます。6月27日に譲受人に確認を行いました。譲受人は杉の苗を育苗し、植林する森林組合の仕事をされており、申請地にも杉の苗を育苗されとのことでした。譲渡人は高齢と病気のため、管理ができないから売られるとのことでした。妥当な案件と判断いたしました。 続きまして、受付番号9番について説明いたします。こちら6月27日に譲受人、譲渡人に連絡をし確認を行いました。譲渡人は高齢で足が悪く規模縮小されとのことでした。譲受人は申請地を購入し、花の苗を育苗されとのことでした。住所は飢肥の吉野方ですが20分足らずで通勤できるとのことです。問題ないものと思われま。ご審議方よろしく願います。
	議 長	続きまして、受付番号10番について、担当委員より報告願います。
	池 田	16番、池田です。受付番号10番について説明します。6月23日に申請地の調査確認を行い、譲渡人の自宅を訪問して申請内容を確認いたしました。また譲受人については6月28日に電話で確認をしたところ、譲受人と譲渡人は、いとこ同士の関係で譲受人は兼業農家で市木の方で、かぼちゃを栽培しているということでございました。現況が田の3筆においては、水稻が作付をされて現況が畑の3筆は耕作されてない状況でございました。耕作されてない畑、3筆については耕作放棄地とならないよう適切に管理するとのことでした。以上問題がないと判断をしております。ご審議よろしく願います。
	議 長	続きまして、受付番号11番について担当委員より報告願います。

10:23	加 藤	南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号11番について説明します。6月26日に現地確認し、譲受人、譲渡人には電話で確認いたしました。譲渡人は高齢のため農地の処分を行っており、譲受人は、果樹と水稻栽培をやっております。何ら問題ないかと思ひます。ご審議お願いいたします。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第1号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第1号は、許可することに決定しました。 次に議案第2号 農地法第4条の許可申請について、4件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願ひます。
	稲 山	17番、稲山です。受付番号1番について説明します。6月23日に申請者立ち会ひのもと現地調査を行いました。以前は農地として利用されていましたが、周囲が山林化し、日照時間が短くなり収穫ができなくなったため、申請者のお父さんが、40、50年前に杉を植林されたとのことでした。今回、隣接する杉山が伐採されるので、一緒に伐採するとのこと、転用されていないことが分かったそうです。始末書も添付されていますので、問題はないと判断しました。よろしく願ひします。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願ひます。
	井上(友)	2番、井上です。受付番号2番について説明します。この案件は2月の総会で農振地除外の承認を受けた案件になります。申請者に電話しますが、連絡が取れませんでした。また、申請地は1月20日に県と市、申請者と現地は確認しております。山林化しており、農地としての利用は困難と思われます。今後は山林として管理されるそうです。始末書も添付されております。問題ないと思ひます。ご審議よろしく願ひします。
	議 長	続きまして、受付番号3番について担当委員より報告願ひます。

10:29	山 本	12番、山本です。受付番号3番について説明します。6月25日、申請者に電話にて確認しました。登記面積は885㎡の畑ですが、その内465㎡に住宅を建てる計画となっております。なお、建築にあたっては、隣接農地の境界にはブロック塀を設け、土砂や雨水が流出しないように処置を講じて、汚水は合併浄化槽を設置し道路側溝へ流す計画となっております。許可妥当と判断しました。ご審議方よろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告願います。
	谷 元	1番、谷元です。受付番号4番について説明します。6月26日に現地確認をしております。従来より鳥獣害、特にイノシシや猿の被害が多く、以前は対策して作付けしていましたが、現状50、60頭の猿の軍団がいます。申請地は、西、東は山林、谷間、高速道の取付道路で囲まれ、特に最先端に位置しており、農地としての農作物の作付けは不可能であることから、山林への転用したいとのことです。先ほど会長からも話がありました野猿対策の行政関係の捕獲柵を設置をしてましたが、これについては今回山林の伐採等がありまして他のところに移転しておるといような状況です。転用についても、仕方がないというふうに考えておりますので、審議をよろしくお願いします。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第2号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第2号は、許可相当とすることに決定しました。 次に、議案第3号、第5条の許可申請について、9件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号1番について説明します。6月28日に現地確認を行ないました。申請地一帯は、急峻な山林、杉山、雑木林、竹林等の山林で、農業ができるような農地ではございません。譲渡人は相続財産で、親の時代に鳥獣害がひどく、また車が通るような道もなく、杉を植えたということで事後承認ではありますが、始

三 賢	末書も添付されておりますので問題ないと思います。譲受人は、林業会社であり、農地としての利用は困難なため、伐採後は杉を植栽管理し、50年後にまた伐採、再造林しますということで問題ないと思います。
議 長	続きまして、受付番号2番から4番について、担当委員より報告願います。
神 原	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の神原です。受付番号2番から4番について説明します。譲受人、譲渡人に電話を確認したのち、6月27日に現地調査を行いました。まず2番案件についてです。令和5年に譲渡人が当該農地を相続し、その時にはすでに植林されていたとのことです。このたびの売買に対し無断転用が発覚しました。続いて受付番号3番、4番についてですが、共通点が多いためまとめて説明いたします。受付番号3番については昭和53年に、受付番号4番については、令和6年にそれぞれの譲渡人が当該地を相続したようですが、その時にはすでに植林されておりました。今回の売買手続きを進める中で、無断転用が判明し今回の追認申請になったようです。両案件ともに始末書と造林計画書が添付されています。また、両案件ともに農地としての利用は困難な立地になっています。以上3件、総合的に勘案し転用許可は妥当であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号5番について、担当委員より報告願います。
山 本	12番、山本です。受付番号5番について説明します。6月28日、貸人立ち会いのもと現地調査しました。貸人は借人の要望で貸すとのことです。借人は本申請地に皮膚科クリニックを経営するとのことです。なお、建築にあたっては隣接地とブロック塀で囲い、付近の土地に土砂等が流出しないようにして、雨水は道路側溝に排出し、汚水は公共下水道に流す計画となっています。許可妥当と判断しました。以上、ご審議方よりよろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号6番について、担当委員より報告願います。
杉 本	10番、杉本です。受付番号6番について説明します。6月27日に現地確認と聞き取り調査をいたしました。譲受人は、現在ハウス金柑とせとかを生産されており、約7km離れた下方の賃借倉庫を借りて選別、箱詰め等をして出荷しておりますが、作業効率が悪いため収穫と同時に倉庫作業所に搬入し、作業効率のアップを図りたいとのことでした。倉庫建築をして、周りの農地は収穫時に10人ほどの作業員を雇うこともあり、

	杉 本	作業員の駐車場に使用したいとのことで、今回の申請となったとのことでした。周りの農地は遊休地のため、迷惑がかかることはありません。特に問題はありません。譲渡人は離農されています。許可は妥当と判断いたしました。
	議 長	続きまして、受付番号7番、8番について、担当委員より報告願います。
	作 本	8番、作本です。受付番号7番について説明します。6月23日に譲受人に電話確認し申請人と現地確認しました。譲受人は地元で林業を行われてる方です。周囲は山林化していて境界線等はわからない状況でした。周囲は譲受人の所有の山林です。譲渡人は高齢で財産を処分したく、相談されたところ地目が畑となっていたので、今回の申請に至ったそうです。譲渡人が相続を受けたときにはすでに山林化している状態であったそうです。始末書及び造林計画書も添付されています。問題ない案件と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 続きまして、受付番号8番について説明します。譲渡人と電話確認後、譲受人に電話確認しました。譲受人は吾田が居住ですけれども細田・大窪地区で林業を行われている方です。周囲も山林化していて、一部倒木している状況でした。台風等の倒木で人家に影響が出てくるんじゃないかというお話が出てきて、周囲一体を伐採するという計画になったそうです。伐採後、植林計画も提出されています。もう1筆は、令和7年に周囲と一緒に伐採され、現在は雑木化している状況です。今回の売却時に農地であることが判明し、今回の申請に至ったそうです。始末書及び造林計画書を添付されています。問題ない案件と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長	続きまして、受付番号9番について、担当委員より報告願います。
	井上(英)	細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の井上です。受付番号9番について説明します。6月24日、譲受人に電話で確認を行いました。こちらは令和8年2月の総会で農振の個別見直しにて、農振除外の承認をいただいた場所です。山間部で20年以上放置されており雑木が生い茂っております。今後は譲受人が雑木を伐採したのち、杉を植林し山林として適切に管理していくとのことでした。問題はないと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。
	議 長 全委員	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。 ありません。

10:40	議 長	議案第3号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第3号は許可相当とすることに決定しました。 次に、議案第4号、農用地利用集積等促進計画中間管理権設定について10件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	山口(光)	7番、山口です。受付番号1番について説明します。6月28日、貸付者、借受者に連絡し借受者と現地確認しました。3筆のうち2筆が早期水稻が植え付けてあり、もう1筆は苗どこ用のハウスとして管理されていました。また農地バンクの案件で問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。
	議 長	続きまして、受付番号2番、3番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	飢肥・酒谷地区農地利利用最適化推進委員の三賢です。受付番号2番、3番について説明します。2番、3番とも更新です。所有者、耕作者とも確認が取れましたので問題ございません。
	議 長	続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告願います。
	平 方	東郷・鵜戸地区農地利利用最適化推進委員の平方です。受付番号4番について説明します。6月23日、現地確認調査を行いました。申請地は、大字益安一町田という所のハウスです。現況はスイートピー栽培が終了しゴーヤを栽培しています。中間管理設定の更新であり特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしく願います。
	議 長	続きまして、受付番号5番から7番について、担当委員より報告願います。
	作 本	8番、作本です。受付番号5番から7番について説明します。受付番号5番と6番が隣接していますので同時に説明します。新規の中間管理機構の案件です。6月25日に5番、6番の所有者に電話しまして借受人と現場確認しました。綺麗に管理されている果樹園です。中間管理機構案件ですので問題ないと思われます。ご審議のほどよろしく願います。 続きまして受付番号7番について説明します。新規の中間管理機構案件です。6月25日に所有者は宮崎市ということで、

10:45	作 本	電話確認して借受人と現地調査しました。6筆とも綺麗に果樹園として管理されているという状況でした。中間管理機構案件ですので問題ない案件と思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号8番について、担当委員より報告願います。
	日 高	細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号8番について説明します。6月26日、貸付者立ち会いのもと申請地の確認と調査を行いました。申請地の場所の説明は省略します。調査結果ですが申請地は水稻が作付けされていて何も問題はありませんでした。許可妥当と思いますがご審議方よりよろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号9番、10番について、担当委員より報告願います。
	谷 元	1番、谷元です。受付番号9番、10番について説明します。6月27日、現地確認をいたしております。これにつきましては中間管理権の設定による更新であります。申請地はハウス施設及び倉庫となっています。これについてはズッキーニの栽培、またこの方につきましては現地にて、いちご、ぶどうの栽培、新規の個人農家であります。問題はございません。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第4号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について、同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積等促進計画における中間管理権設定は同意することに決定しました。 次に、農用地利用集積等促進計画、所有権移転について、1件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	作 本	8番、作本です。受付番号1番について説明します。譲渡人が高齢で農地中間管理機構に売却の申請があり調査した結果、規定どおり認められて購入されるということでした。譲受人は農地を探して愛知の方から都城に移住され、今回の農用地利用集積等促進計画に応募され何回か、何力所の場所の選定を行

10:49	作 本	い、今回の合意に至ったそうです。移住や生活環境が都城は良いということで承認後も、都城から通われるということです。譲渡人に連絡したところ、都城の病院に通われているということで、6月25日に譲受人と現地調査しました。約2.3haの果樹園があり、防除設備も整っていて綺麗に管理されている状況でした。該当地域は中山間地域等直接支払制度の区域に入っているため、今後も地元の皆さんと協力して引き続き、継続をお願いしておきました。中間管理機構、所有権移転の案件ですので問題はないと思います。ご審議よろしく願いいたします。
	議 長	ただ今担当委員から報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第4号、農用地利用集積等促進計画、所有権移転について同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積等促進計画における所有権移転は、同意することに決定しました。 次に、議案第5号、非農地証明願について2件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番、2番について担当委員より報告願います。
	作 本	8番、作本です。受付番号1番、2番について説明します。まず2番から説明させていただきます。2番については、先ほど中間管理機構の所有権移転の申請地周辺にある農地です。4筆ありまして合計280㎡という小さな土地が点在しています。その隣接する果樹園と山林の境界のようなどころにある雑木林です。雑木が生い茂ってしまっていて、何か境界を意味にしているように感じました。復旧となると、大きな重機等を使用しなければならず、非農地証明の4番に該当します。周囲は山林で影響は少ないと考えてます。非農地判断は妥当と判断します。ご審議のほどよろしく願いします。 続きまして、1番について説明します。申請人が都城で行政書士に委託されていますので行政書士に連絡しました。隣接する山林が私の所有の山林で、小さい頃から知っていて雨が続けている状況ですので、私1人で現地確認しました。地図上では道がありますが、60年以上農地として使用したことがなく現在は雑木に覆われている状況で、申請地に繋がる道等はありません。非農地判断の4に該当すると思います。周囲も山林と雑

11:12	作 本	木に覆われている状況で復元は困難と判断します。非農地判断は妥当と判断します。審議のほどよろしくお願いします。 ただ今の担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	議 長	ありません。
	全委員	では、議案第5号について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。
	議 長	挙手
	全委員	全員賛成ですので、議案第5号は承認することに決定しました。
	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。
		【その他】
		以上で総会の全てを終了します。

第25回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長

平賀祐史 

署名委員

平部勇一 

谷口宏文 